

**通所介護における生活  
相談員の資格に関する  
新潟県版 Q & A**

平成29年2月

新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課

**Q 1 (介護予防) 短期入所生活介護事業所及び介護老人福祉施設において、通所介護事業所の生活相談員と同様に「同等以上の能力を有すると認められる者」を認める取扱いとしない理由は。**

A 1 通所介護事業所における生活相談員の配置基準は、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設とは異なり、サービス提供日ごとにサービス提供時間数分の勤務延時間の配置が必要となっています。

一方、平成 27 年度の介護保険制度改正により、通所介護事業所の生活相談員は、業務に支障がない範囲で利用者の地域生活を支える取り組みを行うことが認められ、これに必要な時間を生活相談員の確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなりました。

また、18 名以下の通所介護は、地域密着型通所介護へ、介護予防通所介護は新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型サービスに移行し、事業者は通所介護の基準及び他サービスの基準を満たして事業を運営しています。

このたびの生活相談員の資格要件の追加は、通所介護事業所に配置すべき生活相談員の基準に照らし、介護保険制度改正に伴う業務内容の変化を考慮した結果、引き続き、生活相談員が通所介護事業所における役割を十分に果たし、質の高いサービスが提供できるよう、生活相談員の適切な配置を促すことを目的としていることから、通所介護事業所のみを対象としています。

**Q 2 介護支援専門員証は、有効期間内でなければいけないのか。**

A 2 生活相談員として利用者又はその家族に対し、適切な相談、援助業務等を行うことができるかを客観的に判断できるよう、資格証は有効期間内である必要があります。

**Q 3 生活相談員の要件として必要な業務経験の年数について、非常勤の勤務実績を含めることは可能か。**

A 3 生活相談員としての質を確保し、役割を十分に果たしてもらうため、「同等以上の能力を有すると認められる者」については、一定の業務経験を求めているものですので、常勤の勤務実績を必要な業務経験の対象としています。

**Q 4 介護職員と事務職員を兼務していた期間について、生活相談員の要件として必要な業務経験の年数に含めることは可能か。**

A 4 人員基準上置くこととされている他職種以外との兼務は、業務経験の年数に含めることはできません。

**Q 5 業務経験の年数に含めることができる介護保険サービス事業所の範囲は。**

A 5 業務経験の年数に含めることができる介護保険サービス事業所は、以下のとおりです。

- ・居宅サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所を除く）※介護予防サービスを含む
- ・介護保険施設
- ・地域密着型サービス事業所 ※介護予防サービスを含む

**Q 6 介護福祉士資格を取得する以前の介護職員としての勤務実績について、生活相談員の要件として必要な業務経験の年数に含めることは可能か。**

A 6 介護福祉士である介護職員としての業務経験を要件としていますので、介護福祉士資格取得以前の介護職員としての勤務実績を生活相談員の要件として必要な業務経験の年数に含めることはできません。